



児童扶養手当の届出

現況届

児童扶養手当の受給者は、8月中に現況届けの届出が必要で、該当者には7月末～8月上旬に案内を送付しました。

●手続きに必要なもの

◇児童扶養手当証書（交付されている人のみ）

◇世帯全員の住民票の写し

◇養育費等に関する申立書

◇印章

※その他、必要に応じて証明書・申立書の提出が必要になる場合があります。

一部支給停止適用除外事由届出書

児童扶養手当の受給資格認定後、一定期間を経過した人は、一部支給停止適用除外事由届出書の手続きが必要です。該当者には、現況届の案内に届出書などを同封します。

●手続きに必要なもの

◇児童扶養手当一部支給適用除外事由届出書

◇印章

◇一部支給停止適用除外事由に当たることを証明する書類

（雇用証明書・求職活動支援機関等利用証明書・医師の診断書など）

※どちらの手続きも、手当の支給額を決定するために必要です。忘れずに手続きをしましょう。

●問合せ先

子育て支援課育児支援係
（☎47・1042）

夜間の納税相談

平日の昼間に仕事などで、市税の納付や相談にこられない人は利用してください。

●とき

◇8月31日（火）
午後5時15分～8時

◇9月30日（木）
午後5時15分～8時

◇とこ 市役所収税課窓口

◇取り扱い税目 個人市県民税
固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

◇持参するもの 納税通知書など納付額がわかる書類

※納税通知書等を紛失し納める金額がわからない人は、あらかじめ電話で問い合わせください。

●問合せ先 収税課

（☎47・1019）

耐震診断・改修等費用の補助

●対象

昭和56年5月31日以前に建築された建物

●予定戸数

◇耐震診断
一戸建ての住宅 3戸
一戸建ての住宅以外 1棟

◇耐震設計・改修
一戸建ての住宅 1戸

●募集期間

8月10日（火）～31日（火）
申込み多数の場合は抽選とします。また、予定戸数に満たなかった場合は申込み順とします。

尚、設計については「診断」を、改修については「設計」を完了したものに限りです。

●申込み・問合せ先

都市整備課建築指導係
（☎47・1062）

清掃センター情報

●不要になったお盆用品の処理
針金が使用してある造花や盆提灯のかさなどは、不燃ごみとして排出してください。

●木製家具類は、不燃ごみではありません

最近、木製の家具類が不燃ごみとしてごみ集積所に排出されている状況が見受けられます。



木製の家具類は可燃性の粗大ごみとなり、不燃ごみではありません。粗大ごみとしてリサイクルセンターに直接搬入するか、市の有料収集サービスに予約して処理をしてください。なお、60cm以下に小さくした上で、指定袋に入れるか束ねて収集券を付けた場合は、可燃ごみとして排出することもできます。

●問合せ先

清掃センター
（☎42・3803）

リサイクルセンター
（☎45・8626）

●毎月第3日曜日

《家庭系ごみの受入れ》

8月15日
（午前9時～正午）

KUMON

地域の子育てを応援します！

余子教室（月・木：TEL45-0889）

上道教室（火・金：TEL42-3523）

境教室（水・土：TEL44-4231）

麦垣教室（火・金：TEL45-0039）

外江教室（水・土：TEL44-7233）

渡教室（火・金：TEL45-5990）

光風

KOUFU

渡部葬祭場

境港市上道町3243

（旧ジュンテンドー跡地）

☎(0859)44-5566